

## 新型インフルエンザ流行期における業務継続検討シート

【機密性2】

部署名 本庄簡裁 民事

## 1 優先業務

優先順位	事務の内容	備考
継続業務	保全事務(特に緊急性の高いもの)	
第1分類に該当する事務	保全事務(上記以外のもの)	
第2分類に該当する事務	民事訴訟 督促手続 民事調停	
第3分類に該当する事務		

## 2 処理態勢

事務の名称	訟廷事務		
官職	通常の人員	処理に必要な最小人員	応援態勢
裁判官	0	0	事務分配規定による。
書記官	0	0	
事務官	1	1	訴状などの受付事務を主に処理

事務の名称	立会事務		
官職	通常の人員	処理に必要な最小人員	応援態勢
裁判官	1	1	事務分配規定による。
書記官	1	1	原則、令和2年5月6日までの期日については取消し、追って指定とする。
事務官	0	0	

事務の名称	督促事務		
官職	通常の人員	処理に必要な最小人員	応援態勢
裁判官	0	0	事務分配規定による。
書記官	1	1	できる範囲内の発付処理等
事務官	1	0	仮執行宣言付支払督促を含む受付事務を主に処理

事務の名称		調停事務			
官職	通常の 人員	処理に必要な 最小人員		応援態勢	
裁判官	1	1	事務分配規定による。		
書記官	1	1	原則、令和2年5月6日までの期日については取消し、追って指定とする。		
事務官	1	0	主に受付事務		

事務の名称		保全事務			
官職	通常の 人員	処理に必要な 最小人員		応援態勢	
裁判官	1	1	事務分配規定による。		
書記官	1	1			
事務官	1	0			

※保全事件については平成28年以降係属なし

## 新型インフルエンザ流行期における業務継続検討シート

【機密性2】

部署名 本庄簡裁 刑事

## 1 優先業務

優先順位	事務の内容	備考
継続業務	令状事務	裁判官不在の場合、所轄の3警察署に連絡し、熊谷簡裁に令状請求するよう依頼することも考えられる。
第1分類に該当する事務	略式事務	
	刑事公判(勾留されている事件)	
第2分類に該当する事務	刑事公判(勾留がされていない事件)	
	訟廷事務	
第3分類に該当する事務		

## 2 処理態勢

事務の名称		令状事務			応援態勢
官職	通常の員	処理に必要な員	最小人員		
裁判官	1	1		事務分配規定による。	
書記官	1	1			
事務官	1	1			

事務の名称		訟廷事務			応援態勢
官職	通常の員	処理に必要な員	最小人員		
裁判官	0	0		事務分配規定による。	
書記官	0	0			
事務官	1	1			

事務の名称		略式事務			応援態勢
官職	通常の員	処理に必要な員	最小人員		
裁判官	1	1		事務分配規定による。	
書記官	1	1			
事務官	1	1			

事務の名称		立会事務				
官職	通常の員人	処理に必要な員最小	応援	態勢		
裁判官	1	1	事務分配規定による。			
書記官	1	1				
事務官	0	0				

※公判については平成30年4月以降事件係属なし。

## 新型インフルエンザ流行期における業務継続検討シート

【機密性2】

部署名 本庄簡裁 庶務・会計

## 1 優先業務

優先順位	事務の内容	備考
継続業務	裁判部の業務を継続するために必要な事務	
第1分類に該当する事務		
第2分類に該当する事務		
第3分類に該当する事務	庶務・文書関係 会計関係	

## 2 処理態勢

事務の名称		庶務・文書関係		
官職	通常の員人	処理に必要な最小人員	応援	態勢
裁判官	0	0	事務分配規定による。	
書記官	0	0		
事務官	1	1	担当事務官が休暇取得となった際は、残った事務官が事務を行う。	

事務の名称		会計関係		
官職	通常の員人	処理に必要な最小人員	応援	態勢
裁判官	0	0	事務分配規定による。	
書記官	0	1	※保管金関係事務	
事務官	1	1	担当事務官が休暇取得となった際は、残った事務官が事務を行う。	